

議案第

77号

三朝町予防稼種料金徴収条例の全部を改正する条例について

三朝町予防稼種料金徴収条例の全部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年九月露八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町予防接種料金を徴収条例（昭和二十九年三朝町条例第二十六号）の全部を次のとおり改正する。

三朝町予防接種料金を徴収条例

（目的）

第一条 この条例は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という）第二十三条の規定に基づき、予防接種を受けた者又はその保護者から料金を徴収することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（予防接種の種類）

第二条 料金を徴収する予防接種の種類は、次のとおりとする。

一 痘そう

二 ジフテリア

三 腸チフス

四 パラチフス

五 百日ぜき

六 急性灰白熱炎

七 インフルエンザ

八 日本脳炎

九 その他の予防接種

2. 町長は法第五条の規定による予防接種については、料金の徴収をしないことができる。

(予防接種の料金)

第三条 前各号に掲げる予防接種の料金は、実費に相当する額を徴収する。

(予防接種料金の免除)

第四条 次の各号の一に該当する者については、前条の規定にかかわらず、予防接種料金を徴収しない。

一 生活貧困のため、公費による扶助を受けている者

二 その他経済的理由により、その費用を負担することができないと町長において認めたる者。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。